

公益財団法人全日本柔道連盟 柔道衣および帯の認証制度に関する規程

（目的）

第1条 本連盟は、大会において選手が着用する柔道衣（上衣および下穿）および帯の公正・公平を保つことを目的に認証柔道衣制度を設け、本規程は認証柔道衣制度の必要な事項を定める。

（認証柔道衣の定義）

第2条 認証柔道衣とは、別に定める「認証柔道衣等の製造に関する規則」に基づいて製造され、本連盟が指定する規格適合検査に合格して認証登録を受けた柔道衣（上衣・下穿）および帯をい、総じて「認証柔道衣等」という。

（認証柔道衣等の検査）

第3条 検査は本連盟が指定した以下の検査機関において、日本産業規格（J I S）の検査基準に準じて行う。

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-13-16

TEL:03-5439-8022 FAX:03-5439-8029

2. 検査は、別紙1で定める検査項目の全てに適合しなければならない。
3. 検査の手続きは、別に「認証柔道衣の規格検査手続きに関する規則」で定める。

（認証柔道衣等の登録）

第4条 本連盟は、検査に合格した認証柔道衣等に認証番号を割り当て、本連盟公式ウェブサイトで公表する。

2. 本連盟は、認証柔道衣等を製造または販売しようとする者（以下「柔道衣製造者等」という。）に対して規格適合証を発行する。
3. 国際柔道連盟（以下「I J F」という。）の公認を受けた柔道衣等については、I J Fに提出した検査証明書およびI J F公認証明書の写しを提出することにより、本連盟認証柔道衣等の検査を省略することができる。

（認証柔道衣等の製造方法等変更時の手続き）

第5条 認証柔道衣等の製造方法等に変更が生じる場合は、別の品目として改めて全項目の検査を受けなければならない。

ただし、襟や帯の芯材変更など変更の範囲が限定され、他に箇所に影響がないと本連盟が認めた場合は、該当項目のみの検査とすることができる。

2. 前項による検査に合格した柔道衣等は、新たに認証番号を割り当て、規格適合証を発行する。
なお、新たな認証番号となっても、柔道衣製造者等が従前の製品名、製品番号で販売することを妨げない。

（認証ラベルの表示）

第6条 柔道衣製造者等は、別に「国内における柔道衣の認証ラベルの仕様および柔道衣への氏名等の表示に関する規則」で定める方法で、認証番号を記したラベル（以下「認証ラベル」という。）を認証柔道衣等に取り付けて、表示しなければならない。

2. I J Fが公認した柔道衣（その旨が表示されているものに限る）については、第4条の手続きにより認証登録をされたものに関し、前項の規定にかかわらず、認証ラベルの表示を要しない。

（認証柔道衣等の着用義務）

第7条 本連盟主催大会における認証柔道衣等の着用は、大会毎に大会要項等で定める。また、その他の団体が主催する大会においては、各大会の主催者や実行委員会等が定める。

（選手・役員等の不正行為に対する処分）

第8条 本連盟は、認証柔道衣等の着用義務がある大会において、認証柔道衣等を不正に改造した柔道衣または帯を着用して出場した選手に対して、競技者規程第5条第5号に該当する者として、倫理・懲戒規程に基づく処分を科すものとする。

2. 前項の不正行為に当該選手が所属する団体の役員等が関与していた場合は、役員等に対しても競技者規程および倫理・懲戒規程に基づく処分を科すことができる。

（製造業者等の不正行為に対する処分）

第9条 柔道衣製造者等が、認証柔道衣等ではない柔道衣または帯に認証番号を表示した場合、または認証柔道衣等の不正な改造を行い、もしくはこれに関与した場合、本連盟は、その者が製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消すことができる。

2. 前項に基づき自らが製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消された者は、取り消しを受けた日から3年間経過する日まで、自らが製造または販売する柔道衣および帯について、認証柔道衣等としての認証登録を受けることができないものとする。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、本連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成26年11月28日から改正して施行する。
3. この規程は、平成27年10月30日から改正して施行する。
4. この規程は、令和3年3月15日から改正して施行する。
5. この規程は、2026（令和8）年3月16日から改正して施行する。
6. この規程は、2026（令和8）年9月17日から改正して施行する。

(別紙 1) 検査項目

柔道衣 上衣 (生地・素材)	1	繊維：綿 70 % 以上、他化学繊維可、手触り良好
	2	上衣上部刺し子部分の着用時垂直方向引張強さ：2200 N 以上 JIS L 1096, 8.14 ラベル・ストリップ、つかみ幅 5cm (洗い上がり)
	3	上衣上部生地重量 650 - 750 g/m ² +5% (洗い上がり)
	4	色：綿の色、すなわち、白または白に近い色 (生成り、オフホワイト)、 青は、パントスケール指定範囲(洗い上がり) [18-4051TC(TPX)-18-4039TCX(TPX)、または 285M-286M]
	5	上部は二重刺し子、下部はダイヤモンド形刺し子
	6	刺し子の浮き数 3 ~ 5 / インチ (洗い上がり)
	7	上部刺し子生地の糸番手及び密度 - たて糸/よこ糸 (洗い上がり)
柔道衣 上衣 (縫製仕様)	1	生地は裏側使用不可
	2	刺し子目の方向は横向き (着用時)
	3	上衣上部刺し子部分、身丈の 50 ~ 55 %
	4	本体刺し子部位内縫合は、背継ぎ、両脇、両袖以外は不可
	5	襟幅限度 4cm、4 筋縫い、芯地が見えない事
	6	襟の厚さは最大 1cm (背継ぎ延長部分除く)
	7	襟の組織 (綾織) / 構造 指定 (ガイドライン 2c (1) A, B, C, D 参照)
	8	襟の硬さ折り曲げ試験、3.5 cm 以内 (洗い上がり、ウェイト 10kg)
	9	袖口折り返し幅 3 cm 以内
	10	両袖の最下辺部は、三つ巻き縫いで縫合する
	11	補強テープ (馬乗り除く)、幅 3 cm 以内薄手、綿の平又は綾、3 本縫いまで
	12	背継ぎ幅 3 cm 以内 (背継ぎの場合のみ) 背継ぎに当て布は不可
	13	肩当て可：刺し子共生地 1 枚、5 筋以内、後身ごろ 1/3 以内
	14	胸当て可：刺し子共生地半楕円形 1 枚、5 筋以内、後ろ身幅の腰継ぎ部分の 1/4 程度
	15	肩当てと胸当ての重なりは 5cm 以内
	16	脇当て可：楕円形 1 枚、5 筋 ~ 8 筋、刺し子共生地、平織または綾織
	17	馬乗り (サイドベンツ) 当てテープ、綿の平または綾、両端折って伏せ縫い、 上衣下部左右 2 ヶ所、下部丈の 1/3 ~ 1/2
	18	馬乗り上部補強布可：1 枚、大きさ 100 cm ² 以内
柔道衣 下穿 (生地・素材)	1	繊維：綿 70 % 以上、他化学繊維可、組織：綾織、手触り良好
	2	色：綿の色、すなわち、白または白に近い色 (生成り、オフホワイト)、 青は、パントスケール指定範囲(洗い上がり) [18-4051TC(TPX)-18-4039TCX(TPX)、または 285M-286M]

柔道衣 下穿 (縫製仕様)	1	生地は裏側使用不可
	2	ひざ当て可：共生地で1枚裏に使用、股部下辺まで
	3	下穿き紐必装着、下穿き生地、ゴム紐不可、紐通し2ヶ所まで
	4	脇開き補強布可：共生地
	5	股部はマチ縫着要
	6	裾折り返し幅3 cm 以内、当てテープ可
	7	当てテープ生地：幅3 cm 以内薄手、綿の平又は綾、3本縫いまで
帯	1	表生地は綿100%布地、帯は丈夫で、簡単にほどけず、切れないこと
	2	主体芯は、不織布とする。(ゴム等不可)
	3	補強生地は、綿番手20/1以下の平織または綾織とする
	4	副芯材(オプション)は、補強生地と同じ素材とする
	5	帯幅は、4 cm～4.5 cm とする
	6	縫製本数は、8本以上13本以内の直線縫いとする
	7	帯の厚さは、4 mm 以上5 mm 以下とする
	8	帯はしなるような柔軟性があり、帯の両端から手で結び目に向かって押してもほどけないこと